

山元町いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 山元町いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第7条）

第3章 山元町いじめ防止対策調査委員会（第8条―第14条）

第4章 山元町いじめ問題再調査委員会（第15条―第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき山元町が設置する山元町いじめ問題対策連絡協議会その他組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 山元町いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、山元町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下この条及び第9条第1号において同じ。）に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 児童又は生徒の保護者
- (3) 山元町立学校の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 連絡協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委任)

第7条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 山元町いじめ防止対策調査委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、山元町いじめ防止対策調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第9条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会が必要と認める事項

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事項

(組織)

第10条 調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第11条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第12条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第13条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、

委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

- 2 調査委員会の会議は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第14条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

第4章 山元町いじめ問題再調査委員会

（設置）

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、山元町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第16条 再調査委員会は、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

（組織）

第17条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識及び経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問事項についての調査審議が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第18条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、再調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第19条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

- 2 再調査委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第20条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和51年山元町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

子ども・子育て会議	委員長	日額	6,400
同	委員	日額	6,100

」

を

「

子ども・子育て会議	委員長	日額	6,400
同	委員	日額	6,100
いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額	6,400
同	委員	日額	6,100
いじめ防止対策調査委員会	委員	日額	15,000
いじめ問題再調査委員会	委員	日額	15,000

」

に改める。

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、山元町いじめ問題対策連絡協議会その他組織を設置するため、本条例を制定するものであります。